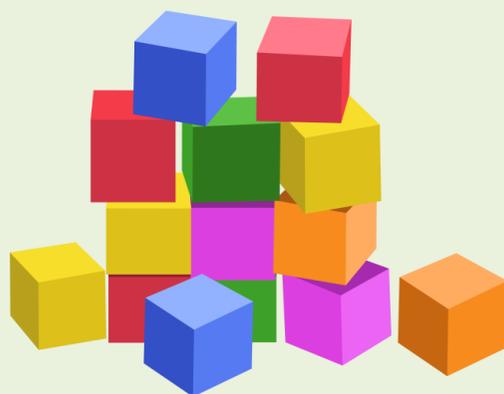


考えてみませんか？
わたしたちの未来、
そして、この国のこと。



京都憲法会議 2016



労働や福祉は大切にされているか

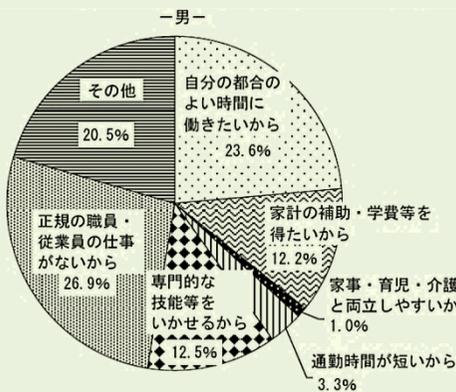
パートやアルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などといった非正規雇用労働者が年々増加し、**37.5%、1980万人(2015年)の方が非正規で働いています**。しかも、10代、20代の若者だけではなく、**35歳～65歳で1192万人(非正規全体の6割)が非正規で働いています**。不安定で賃金も上がらない非正規雇用が、これほどまでに増えてしまったのは、労働者派遣法の相次ぐ改悪などにより、非正規から正社員になる道が閉ざされてしまったことが原因です。大企業のもうけ優先や株主への配当増の方針が人件費の削減につながり、雇用を劣化させてきたのです。

もちろん非正規といっても、学生から定年退職後の雇用まで、色々な労働者がいます。しかし、グラフのように、**男性の非正規雇用者の26.9%の人は、正社員の仕事がないために非正規雇用の状態です**。また、雇用形態による所得格差は、結婚をめぐる意識にも影響しており、少子化の問題とも直結しているのです。

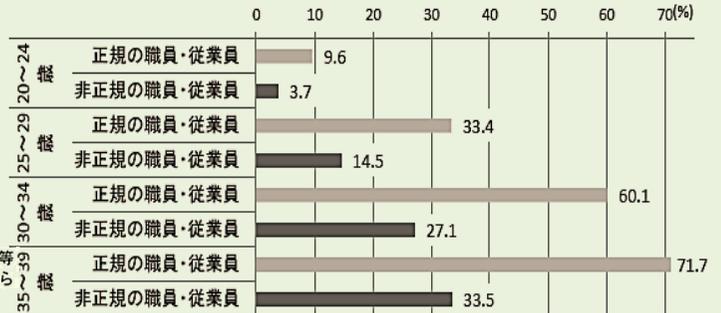


労働力調査 2015年平均(速報)

厚生労働白書 2015年版



<雇用形態別の配偶者がいる割合(男性)>



資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」(2012年)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成
(注)「死別・離別」「不詳」を含む。

非正規雇用による所得減や働き方が多様化する中で、女性が労働力を発揮することができれば、結婚しても共働きすることで家計所得を増やすことができます。しかし、「保育園に落ちた」問題にみられるように、待機児童解消への見通しは立っていません。また、高齢者福祉の切り捨ても重大な問題です。特別養護老人ホームの待機者は、全国で50万人を超えるとされています。そんななか、国は特養への入所を原則要介護3以上と要件を引き上げ、特養ではいま、「椅子取りゲーム」のような状態が生じています。

このように、小泉政権以来の社会保障費削減を、安倍政権ではさらに加速させています。保育・介護の現場は、とても重労働で責任の重い仕事なのに、働く人の賃金はあまりに低すぎます。また、介護報酬の改定などにより、施設を運営する事業所の運営すら危うくなっています。**これ以上の福祉の切り捨ては許されません**。



自民党政権下での教育の姿—あるべき教育の姿とは？

日本が豊かな発展を遂げ、国民が幸福に暮らしていくために絶対に必要な条件は、国民全員が自身の希望する学力や能力を獲得するための機会を均等に持ち、また勉強に必要な時間や資金を十分に享受できることです。そのように憲法や教育基本法にも大きく掲げられています。ですが、教育に必要な費用の問題に限定しても、**日本は高等教育を受けるためのあまりに高額な授業料と、ローン化した奨学金という大きな問題を依然として抱えたままです。**

多くの国公立大学の授業料は年額約 53 万円、私立大学では諸費用を含めると 100 万円を優に上回ります。また、文系学部か理系学部かで額も大きく異なります。多くの学生が、高額化する授業料を賄うために奨学金の貸与を受けています。文部科学省が 2014(平成 26)年度に出した奨学金事業の推移グラフでは、短期大学などを含む**学生 141 万人が奨学金を受給し、そのうち約 68%が有利子貸与を受給している**ことがわかります。OECD に加盟する 34 か国の中では給付奨学金が当たり前です。さらに北欧諸国では学費無料の上、給付奨学金を設置している国が多数見受けられます。公的な制度としてどちらも整備されていないのは日本だけです。その上、奨学金を「給付」ではなく「貸与」とし、利子まで取るというのですから、**教育に対する世界の基準から大きくズレていることがわかります。**

最もわかりやすく教育に対する政府・与党の考えを知るには、政府支出に占める教育支出の割合を諸外国と比較してみることです。2009 年では他の OECD 加盟国の内、先進 7 か国中で、全教育段階で日本は最下位となっています。近年の授業料高騰の流れからも**安倍政権が教育をいかに軽んじているか、ということが指摘できます。**

一般政府支出に対する公財政教育支出の割合(国際比較)(単位は%)

	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校高等課程及び特別支援学校(幼稚部を除く)	大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程	全教育段階
カナダ	8.3	4.7	12.3
フランス	6.8	2.4	10.4
ドイツ	6.6	2.8	10.5
イタリア	6.5	1.7	9.0
日本	6.4	1.8	8.9
イギリス	9.0	1.6	11.3
アメリカ合衆国	9.3	3.0	13.1





政治に国民の声を反映させるには？

昨年 9 月には、国民の過半数が反対していた安保関連法が強行されました。

はたして現在、国会は国民の声を反映しているのでしょうか？ また、国会議員は国民の声を聞くとしているのでしょうか？

現在、日本の衆議院で採用されている選挙制度は、小選挙区に重点を置いた小選挙区比例代表並立制です。小選挙区制とは、各選挙区から当選者を 1 人しか出さない制度です。そのため、いくら接戦をしてもトップにならないければ当選しません。小政党から当選者を出すのは極めて難しい制度です。また、トップになるためには政策論を展開するよりもメディアで目立つことが重視されるため、「政治の質を劣化させる」と言われています。

【2014 年 12 月衆議院総選挙における小選挙区での得票率と議席占有率】

	得票率	当選者数	議席占有率
自民	48.1%	222	75.3%
民主	22.5%	38	12.9%
維新	8.16%	11	3.7%
公明	1.45%	9	3.1%
共産	13.3%	1	0.3%
次世代	1.79%	2	0.7%
生活	0.97%	2	0.7%
社民	0.79%	1	0.3%

得票率半分以下の政党が、議席では 75%を占めているの？



→自民党は、国民から半数以下の支持でも 75%の議席を獲得したのです。これが、「世論無視」の大きな要因です。比例代表制や中選挙区制といった、より正確に民意を反映する選挙制度が望まれます。

現在、政党助成制度により各政党に大金が国庫から助成されています。

【2015 年度の主な政党の政党交付金】

自民	170 億 4908 万円
民主	76 億 6812 万円
公明	29 億 5212 万円
維新	26 億 6478 万円
共産	制度に反対し交付に必要な届け出を行っていない



→2014 年、自民党は収入の 67.4%、民主党は 85.9%を政党助成金に依存していました。これだけ助成金に依存すると、政党や議員は、党員を増やしたり個人献金を集めるといった努力が不要になります。裏返すと、国民の声を聞くインセンティブも失われます。「政治家も身を切れ」「国会議員の数を減らすべき」といわれますが、この制度こそ改めるべきではないでしょうか。



立憲主義とは？

“立憲主義”とは、**国家や地方の「権力」担当者は、憲法に書かれた人権や統治機構の原則を守らなければ権力を行使してはいけないという考え方**です。この考え方は、主に近代市民革命(17~18C 英米仏)を通じて形成され、人々の権利や自由が国王の専制によって脅かされてきた歴史の中で生まれました。

現在は実質的な権力を持った国王はおらず、私たちの中から選ばれた議員たちが法律を作って国家の権力を動かす仕組み(民主主義)になったので、立憲主義はいらないのでは？と思うかもしれません。実際、安倍首相は国会で「憲法について・・・いわば国家権力を縛るものだという考え方はありますが、しかし、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方」と発言しています(2014年2月3日参議院予算委員会)。しかしこの考え方は非常に危険です。一般に行政権を担当する公務員(官僚)は選挙を経ていませんし、たとえ民主的な手続によって選ばれた権力担当者であっても、選んだ国民と選ばれた議員とが同一人物でない以上、権力を濫用して人々の権利を侵害することがあり得るからです。憲法の授業では必ずこの”立憲主義”について触れますが、**現在の日本の政治家たちはどうもこの理解が十分でないようです。**



“立憲主義”の考え方に即せば、その時々国民が「新しい原則を追加して、権力担当者に担わせたい」と真に考えるのであれば憲法を改正することができることになります。しかし現在出ている憲法改正案(特に自民党憲法改正草案)は、個人の尊重や人権を権力の濫用から守ることよりも、憲法によって権力担当者ができることを増やし、それに国民を協力させる義務を追加したいという意識がよく表れています。こうした**権力を縛る拘束を解くための「改正」**はもはや憲法が憲法たりうる土台を失わせるものと言って良いでしょう。



憲法に「緊急事態条項」は必要？

○政府は、憲法を「改正」して「緊急事態条項」が必要と言っていますが…

「緊急事態条項」とは、戦争、内乱、大規模災害時に、憲法を一時的に停止し、権力が非常事態の措置をとる権限を定める条項です。自民党の「日本国憲法改正草案」では、以下のような提案をしています。

- ① 我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模な自然災害その他の緊急事態に、内閣総理大臣は閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができる（98条）。
- ② 緊急事態宣言が出されると、内閣は法律と同一の効力をもつ政令を発することができ、内閣総理大臣は財政上必要な支出や地方自治体の長に必要な指示をすることができる（99条1項）。
- ③ 緊急事態宣言が出されると、誰もが国や公的機関の指示に従わなければならない（99条3項）。

これは大変**危険な条項**です。国会の権限である立法を政府だけで行い、政府が一方的に自治体に指示を出し、すべての人々が国などの権力機関の指示に従わなければならない状態を認める条項です。通常の司法手続きが無視され、令状なしの捜索・逮捕、集会の禁止、出版の制限、放送の統制、物資の強制供出などをさせる強力な権限が政府に与えられてしまいます。



○大地震などの災害時、憲法を停止し、政府が強権を振るうことは必要でしょうか

災害緊急事態時には、災害対策基本法によって、内閣は、国会閉会中に生活必需品配給や物価統制の緊急政令を制定できます。市町村長は住民に避難・立ち退きを勧告・指示できます。また、住民に消火や救助の活動に従事させることもできます。また災害救助法によって、知事は救助活動で病院や旅館といった施設を使うことや、施設などの立ち入り検査をすることもできます。この法律をさらに充実させることで十分対処できます。

大切なことは、行政による事前の防災計画の策定、住民の避難訓練、また消防・警察など関係機関相互の連絡調整といった**事前の「備え」を充実させること**でしょう。「毎日新聞」が東日本大震災で被災した市町村に問うたところ、37市町村のうち「緊急事態条項が必要だと感じた」と答えたのは、1町だけでした（2016年5月3日付）。**被災した自治体は、内閣への権限集中よりも、災害現場の自治体に権限を付与することを求めているのです。**

「衆議院の解散中に緊急事態が生じると、憲法54条1項の要請する40日以内の総選挙ができないのでは」との声もありますが、参議院の緊急集会での対処があり、公選法により被災地での選挙を延期することができます。

○結局、何のための「緊急事態」条項？

災害対応はむしろ口実で、本音は集団的自衛権を行使するような戦争時に、国を挙げて総動員するためではないでしょうか。首相の判断で憲法を停止できるような「緊急事態」条項など、はつきり「NO！」と言いましょ。



戦争法が動き出す！

(2015年9月19日成立、30日公布、2016年3月29日施行)

◆戦争法の構成

→平和安全法制整備法(10の法律の改正法)

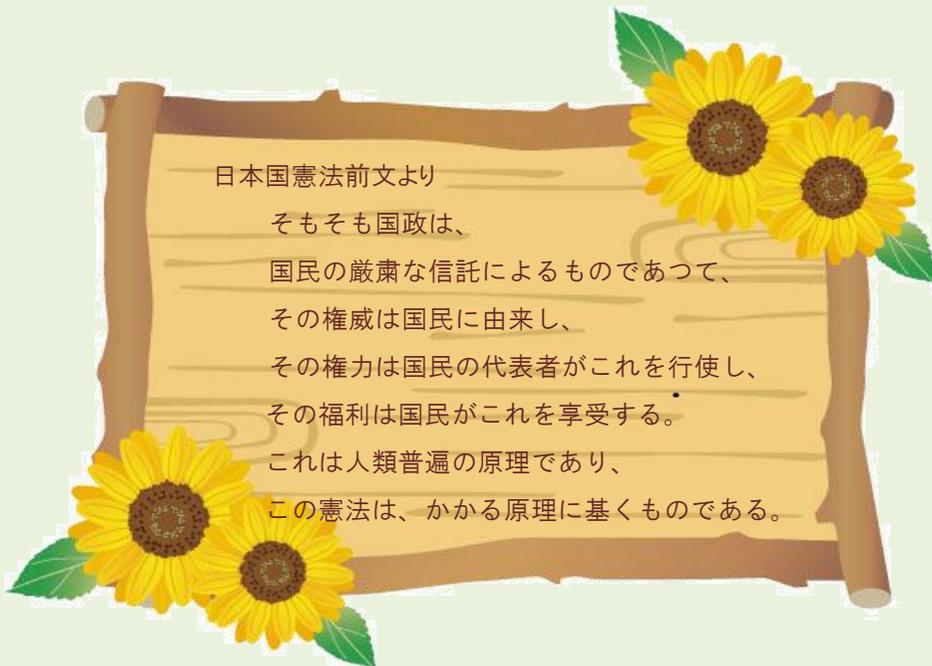
自衛隊法、PKO 協力法、重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、武力攻撃事態対処法、米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法

→国際平和支援法(新法)



◆戦争法の主な内容

分野	法律	内容
武力攻撃事態	自衛隊法、武力攻撃事態対処法、米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法	米軍など他国に対する武力攻撃が発生した場合、「新3要件」を満たすと集団的自衛権の行使容認「存立危機事態」への対処を新設
他国軍の支援	重要影響事態安全確保法	いつでも、どこでも他国軍へ支援 米軍以外も対象 弾薬の提供や武器の輸送も可能
PKO 活動	PKO 協力法	駆けつけ警護や住民保護、 宿営地の共同防衛 武器使用基準の緩和 国連が直接統括しない活動も対象
自衛隊の平時の任務の拡大	自衛隊法	在外邦人などの保護、救出 米軍その他の軍隊の防護と使用の容認
国際支援	国際平和支援法	常時派遣が可能(恒久法) 他国軍に対する物品、役務の提供 搜索救助活動、船舶検査活動



日本国憲法前文より

そもそも国政は、

国民の厳粛な信託によるものであつて、

その權威は国民に由来し、

その權力は国民の代表者がこれを行使し、

その福利は国民がこれを享受する。

これは人類普遍の原理であり、

この憲法は、かかる原理に基くものである。

憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

E-mail info@kyoto-kenpokaigi.com

HP <http://www.kyoto-kenpokaigi.com>

2016年6月22日